

知っ得！ 情報



地域ぐるみでの学校運営にご協力を 学校支援ボランティアを募集

市では、未来を担う心豊かでたくましい子どもたちを育てるため、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで学校運営を支援する体制づくり(学



①マラソン見守り支援(邑久中)／②あいさつ運動(邑久中)
③学習支援(国府小)／④環境整備・花植え(国府小)

校・長船中学校が新たに加わり、5つの小・中学校で学校支援地域本部事業に取り組んでいます。各学校支援地域本部では、学校の教育活動に関わる「学校支援ボランティア」を募集しています。地域・保護者の皆さん、地域の子どものための健やかな成長を見守る学校支援ボランティアとして、できることを、できるときに、できるところからやってみませんか。支援内容については、各学校にお尋ねください。

県では、18歳未満の青少年やその保護者が、悩みや不安を地域において気軽に相談できる窓口として、ボランティアによる岡山県青少年相談員制度を設けています。相談員は、青少年活動に積極的に参画しているなど青少年育成活動に熱意のある人で、身近で気軽に相談できる地域のおじさん、おばさんたちです。

ば、独りで悩まないでお気軽にご相談ください。相談内容については、秘密を厳守します。必要に応じて、専門機関への紹介も行っています。また、身近な青少年の善行を称える「わかば賞」の顕彰を行っています。近くの青少年相談員へ、他をされている人を推薦してください。

■問い合わせ先
※応募先は各学校です。

- 社会教育課
☎0869・34・5601
牛窓北小学校
☎0869・34・2520
邑久小学校
☎0869・22・1231
国府小学校
☎0869・26・2015
邑久中学校
☎0869・22・0016
長船中学校
☎0869・26・2029

青少年相談員

氏名(しめい)	学区	相談先☎(市外局番 0869)
豊田 一枝(とよた かずえ)	牛窓東	34-3203
柴田 長子(しばた ながこ)	牛窓西	34-3116
松尾 敦(まつお あつし)	牛窓北	34-2503
稲谷 弘昌(いなや こうしょう)	邑久	22-0539
馬場 登志子(ばば としこ)		22-1749
吉田 清人(よしだ きよと)	今城	22-2673
蟻正 博美(ありまさ ひろみ)		22-1780
三浦 志津子(みうら しずこ)	玉津	24-0045
山根 和美(やまね かずみ)	裳掛	25-0421
小谷 恵子(こだに けいこ)		26-8161
長岡 敦子(ながおか あつこ)	美和	26-5151
小山 恵(こやま めぐみ)		26-3654
布野 浩子(ふの ひろこ)	国府	26-5105
沖津 由美(おきつ ゆみ)		26-3731
神坂 俊規(かみさか としのり)	行幸	26-2002
水田 正子(みづた まさこ)		26-2534

■問い合わせ先
社会教育課
☎0869・34・5601

障害のある人へのサービス

お気軽にご相談ください

障害のある人へのサービスのうち、申請が必要なものを中心にサービスの一部を紹介いたします。

①公共料金や税の減免など
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、障害の程度・内容などによって、公共料金の割引、税の減免などを受けることができます。また、電車、バスやタクシーなどを利用した場合に手帳を提示すれば運賃の割引が受けられる場合があります。

②医療費の助成
事前の申請が必要です。
【更生医療】
障害の更生のため、治療・

手術を受けるとき、医療費の一部を医療保険と公費で助成します。

▽対象者 身体障害者
【精神通院医療】
病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。

▽対象者 精神障害者
③各種手当、年金など
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。各手当、年金についてはそれぞれに対象者や条件が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

④在宅福祉サービス
自宅で入浴・排泄・食事などの支援をする居宅介護、短期間施設で介護などをする短期入所、日中、日常生活動作や適応訓練を行う児童通所支援、介護・創作活動などを行う生活介護、就労や生産活動

などの機会を提供し支援する就労継続支援など、障害の程度に合わせたサービスを受けることができます。

⑤福祉用具などの給付
※事前の申請が必要です。
【補装置】
日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの器具の交付や修理が受けられます。

▽対象者 身体障害者
【日常生活用具】
入浴補助用具、歩行支援用具、火災警報器などの用具を給付します。

⑥各種助成事業
福祉タクシー助成、身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成、介護用自動車購入等助成、重度身体障害者住宅改造助成などの制度があります。
それぞれに対象者や要件が異なるため、必ず事前にご相談ください。
⑦ほっとパーキングおかやま
歩行が困難な人を対象に、

気軽に相談できる窓口 岡山県青少年相談員

県では、18歳未満の青少年やその保護者が、悩みや不安を地域において気軽に相談できる窓口として、ボランティアによる岡山県青少年相談員制度を設けています。

相談員は、青少年活動に積極的に参画しているなど青少年育成活動に熱意のある人で、身近で気軽に相談できる地域のおじさん、おばさんたちです。

悩み事や困った事があれば

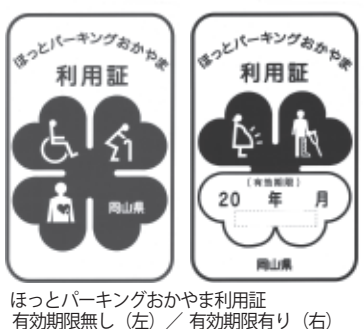
ば、独りで悩まないでお気軽にご相談ください。相談内容については、秘密を厳守します。必要に応じて、専門機関への紹介も行っています。

また、身近な青少年の善行を称える「わかば賞」の顕彰を行っています。近くの青少年相談員へ、他をされている人を推薦してください。

■問い合わせ先
社会教育課
☎0869・34・5601

公共機関やスーパーなどの車いすマークの駐車場を利用するための利用証を発行します。

▽対象者 身体障害者(等級、障害部位によっては対象とならない場合があります)・療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者、難病患者・要介護者・妊婦など



ほっとパーキングおかやま利用証
有効期限無し(左)／有効期限有り(右)

⑧相談支援

障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、日常生活や社会生活の支援を行います。

また、さまざまな障害に関する相談を受け付ける専門相談日を設けています。お気軽にご相談ください。

▽対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者

者・障害児・家族など介護者・体や心の問題で生活するのに困難が生じている人など

▽相談場所・日時
地域生活支援センタースマイル
毎週火・土曜日
午前9時～午後5時
☎0869・22・9600

⑨身体・知的障害者相談員
各地域に身体障害(10人)・知的障害(3人)の相談員を設置しています。

⑩その他情報提供
瀬戸内市地域自立支援協議会では、ホームページなどを通じて市内の障害福祉サービス事業所などの情報を提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

HP <http://www.city.setouchi.jp/jintushien/>
■問い合わせ・申請先
福祉課

- ☎0869・26・5943
保健福祉部邑久分室
☎0869・22・1810
牛窓支所
☎0869・34・3431
裳掛出張所
☎0869・25・0004

保険料が変わります

後期高齢者医療制度

満75歳以上の人が加入する後期高齢者医療保険の保険料が変わります。

保険料は、2年ごとに見直され、西粟倉村を除いて岡山県内均一です。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する

保険料（年額）の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 45,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{所得} - 33 \text{ 万円}) \times 8.97\% \text{ (所得割率)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline (\text{限度額 } 55 \text{ 万円}) \\ \hline \end{array}$$

※所得とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。（遺族・障害年金等は除く。）
※保険料は、100円未満を切り捨てます。

表参照。

※軽減の判定は、4月1日現在で行われます。

【所得割額の軽減】

「賦課決定通知書」の「賦課のもととなる所得金額（所得から33万円を控除した金額）」が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

■問い合わせ先

市民課

☎0869・22・3958

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086・245・0090

送付します

後期高齢者医療被保険者証

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。

【被保険者証の更新】

後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は毎年8月で更新されますので、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口で提示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります（下表参照）。所得区分は前年の所得により毎年判定し見直すため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。

【減額認定証の更新】

所得区分が低所得者ⅡまたはⅠの被保険者が入院する際や高額な外来診療を受け

一部負担金の割合	所得区分	説明
3割	現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある人や、その被保険者と同一世帯にいる被保険者。 ※被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合383万円未満の人は、申請により「1割」負担になります。 ※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により「1割」負担になります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人。
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者。

る際に、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を、医療機関など

に提示することで、窓口で支払う入院代などは自己負担限度額までとなり、1食当たり

の食事も減額されます。

現在、減額認定証をお持ち

で、8月以降も所得区分が低

所得者ⅡまたはⅠとなる場合

には、新しい減額認定証を保

険証に同封し、7月下旬に送

付しますので、申請の手続き

は必要ありません。

ただし、次に該当する人は

ご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者が

いる人

世帯内に所得の未申告者が

いる場合は、新しい減額認定

証は送付されません。

所得がない場合でも申告が

必要となりますので、市民課

で申告を行ってください。申

告により所得区分が低所得者

ⅡまたはⅠとなった場合は、

減額認定証が引き続き交付さ

れます。

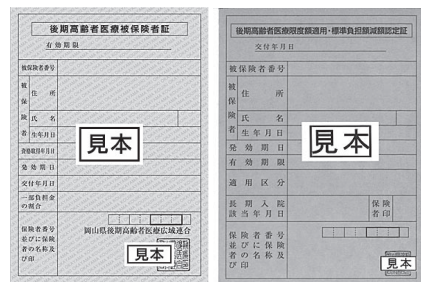
②長期入院をした人

平成23年8月1日以降、所

得区分が低所得者Ⅱで減額認

定証を持っていた期間内に、

90日を超える入院日数がある



新しい被保険者証（ページョ色）(左)
減額認定証（オレンジ色）(右)

人は、市民課で申請をしてください。

申請が認められた場合、1食当たり160円となる減額認定証が交付されます。

①入院時の負担額

自己負担限度額24,600円

食事代（1食当たり）

・90日までの入院 210円

・90日を超える入院 160円

②低所得者Ⅰの人

自己負担限度額15,000円

食事代（1食当たり）100円

■問い合わせ先・申請・申告先

市民課

☎0869・22・3958

■問い合わせ先

市民課

☎0869・22・3958

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086・245・0090

※世帯主およびその世帯の被保険者の合計総所得金額等が表中の基準欄の金額以下の世帯が軽減の対象になります。
※軽減割合が7割軽減に該当する世帯は、当分の間均等割額が8.5割軽減となります。

均等割額軽減の基準

軽減割合	基準
9割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年収80万円以下（その他の各種所得がない場合）
7割軽減	基礎控除額（33万円）
5割軽減	基礎控除額（33万円）+ 24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く。）
2割軽減	基礎控除額（33万円）+ 35万円×被保険者数

■問い合わせ先

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086・245・0090

送付します

国民健康保険高齢受給者証

高齢受給者証は、70歳から75歳までの人を対象に、加入している医療保険者から交付されます。

瀬戸内市国民健康保険で

は、70歳になる月の末日（1

日生まれの人は前月の末日）

までに高齢受給者証を送付し

ます。

医療機関などで受診する場

合には、国民健康保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

窓口での負担割合は1割

（平成25年4月1日からは2

割になる予定）または3割で、

所得により決定します。

また、高齢受給者証を現在

お持ちの人に、平成24年8月

1日から平成25年7月31日ま

で有効な高齢受給者証を7月

31日までに郵送します。8月

1日以降は新しい高齢受給者

証を使用してください。

国民健康保険加入者の増減

や所得に変更があった場合な

どは、負担割合が変わること

があります。

なお、転出や社会保険加入

などにより、瀬戸内市国民健

康保険の被保険者でなくなっ

た場合には、保険証とともに

高齢受給者証を返還し、脱退

の手続きを行ってください。

■問い合わせ先

市民課

☎0869・22・1790

保険料免除制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

国民年金保険料の平成24年7月分から平成25年6月分までの免除などの申請受付開始日は7月1日です。また、7月中に申請する場合は、平成23年7月分から平成24年6月分までの期間（前一年間分）も同時に申請できます。

申請により本人・配偶者・世帯主（若年者猶予は本人・配偶者）の所得審査をします。前年度以降において退職（失業）している場合には、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付して申請してください。失業した人の所得を除外して免除の審査を行います。

申請には年金手帳と印鑑が必要です。また、学生の人で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

■申請先 市民課、各支所、出張所
■問い合わせ先
市民課 ☎0869・22・1790
岡山東年金事務所 ☎086・270・7928



新規就農者を支援します 青年就農給付金の給付



青年の就農意欲の向上と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）および経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

制度の詳細については、産業振興課までお問い合わせください。

【青年就農給付金（準備型）】
県が認めた農業研修機関等（岡山県農業大学校など）や先進農家・先進農業法人で研修を受け、就農予定時の年齢が原則45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有している人を対象に、研修期間中に年間150万円（最長2年間）を給付します。

【青年就農給付金（経営開始型）】
市が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている（または位置付けが確実である）原則45歳未満の独立・自営就農者

で、前年の総所得が250万円未満の人を対象に、年間150万円（就農開始から最長5年間）を給付します。

- 給付を受けるための主な要件は次のとおりです。
- ①農地の所有権または利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること
 - ②主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りていること
 - ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引していること
 - ④給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること

■問い合わせ先
産業振興課
☎0869・22・3934

募集します

岡山県農業大学校学生

岡山県農林水産総合センター農業大学校では、平成25年度の学生を募集しています。受験資格などの詳細は、同センターのホームページをご覧ください。か、学生募集案内（募集要項・入学願書）を請求してご確認ください。

- ▽募集人員 35人（推薦入学は20人程度）
- ▽修業期間 2カ年
- ▽課程（コース）
 - ・園芸課程（果樹・野菜・花きの各コース）
 - ・畜産課程（和牛コース）
- 【推薦入学】
- ▽願書受付期間 8月31日（金）～9月14日（金）
- ▽試験期日 9月29日（土）
- ▽合格発表日 10月10日（水）
- 【一般入学】
- ▽願書受付期間 10月10日（水）～24

- 日（水）
- ・後期 平成25年1月4日（金）～18日（金）
- ▽試験期日
 - ・前期 11月7日（水）
 - ・後期 平成25年1月30日（水）
- ▽合格発表日
 - ・前期 11月21日（水）
 - ・後期 平成25年2月8日（金）

■問い合わせ・応募先

岡山県農林水産総合センター農業大学校
☎086・955・0550
〒701・2223
赤磐市東窪田157
HP <http://www.pet.okayama.jp/noin/nousou/noudai/index.htm>



防護柵の設置例

▽届出方法

申請書は、産業振興課・各支所・出張所にあります。申請書に記入・押印の上、受益者名簿、設置場所がわかる書類を添えて産業振興課・各支所・出張所に提出してください。

ご利用ください 有害鳥獣の防護柵補助金

近年、市内でイノシシやニホンジカなどの有害鳥獣による農作物被害が多発しています。市では、被害防止のための防護柵を設置する農業者に対し、経費の一部を補助しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 産業振興課

☎0869・22・3934

**募集します
自衛官など**

防衛省では、平成24年度各

自衛官試験受験日程

受験種目	対象者	受付期間	試験日
自衛官候補生	男子	18歳以上27歳未満	9月7日（金）締切 9月8日（土）～19日（水）※1
	女子	18歳以上27歳未満	8月1日（水）～9月7日（金） 9月23日（日）～26日（水）※1
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	8月1日（水）～9月7日（金）	1次：9月17日（月・祝） 2次：10月4日（木）～11日（木）※1
航空学生	21歳未満高卒（見込含）	8月1日（水）～9月7日（金）	1次：9月22日（土・祝） 2次：10月13日（土）～18日（木）※1 3次：11月10日（土）～12月13日（木）※2
看護学生	24歳未満高卒（見込含）	9月3日（月）～10月1日（月）	1次：10月20日（土） 2次：11月17日（土）・18日（日）

※1 試験日の間の指定する1日（状況により試験日を変更する場合があります）。
※2 3次試験の試験日程は、2次合格通知に記載します。

種自衛官などの募集を左表のとおり行います。
入隊は平成25年3月下旬～4月上旬の予定です。
受験に関する詳細は、お問

■問い合わせ先

自衛隊備前岡山地域事務所
☎086・224・2824
HP <http://www.mod.go.jp/pc/okayama/>

開催します

自衛官受験説明会

防衛省では、自衛官受験説明会を開催します。受験に興味のある人は参加してください。

- ▽日時 7月7日、21日、8月4日、18日、9月1日（いずれも土曜日）
- ▽受付 午前9時30～50分
- ・説明会 午前10時～正午
- ▽場所 自衛隊岡山地方協力本部（岡山市北区下石井1-4-1第2合同庁舎）

■問い合わせ先

自衛隊備前岡山地域事務所
☎086・224・2824

■実行委員を募集しています

平成25年成人式を次のとおり開催します。対象



平成24年成人式にて

となる新成人には、7月中旬案内を送付します。届かない場合はご連絡ください。

- ▽日時 平成25年1月13日（日）午前10時30分
 - ▽場所 ゆめトピア長船
 - ▽対象 平成4年4月2日から平成5年4月1日までの期間に生まれ、瀬戸内市に住民票がある人
- ※市内の中学校を卒業した人も参加できます。参加を希望する場合は事前にご連絡ください。

【実行委員募集】

自分たちの手で心に残る「成人式」を企画運営する新成人を募集しています。応募期限は8月31日（金）です。

■問い合わせ・応募先

申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

HP http://www.city.setouchi.jp/life/support09_3.html

社会教育課 ☎0869・34・5601

環境にやさしく クールビズ県民運動

県では、「クールビズ」県民運動を展開しています。7月から8月にかけては、冷房などにより電力消費量がピークを迎えます。オフィスや家庭において、冷房時の室温は28度に、ノーネクタイなど夏の軽装「クールビズ」にご協力ください。

また、すだれや緑のカーテンで日差しを遮ったり、扇風機やうちわで空気を循環させたりするなど、日常生活の中でさまざまな工夫をしてみてください。

■問い合わせ先

岡山県地球温暖化対策室
☎086・226・7298

■問い合わせ先 リフレッシュ瀬戸内

海岸をきれいにしませんか
瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の主催により、



昨年の海岸清掃（前泊海岸）

「リフレッシュ瀬戸内（海岸清掃）」が実施されます。美しいまちづくりを推進するこの運動に、市も参加しています。

市民の皆さんのご参加とご協力をお願いします。

▽実施日時 7月4日（水）午後5時30分～午後6時30分（小雨決行）

▽実施場所
・邑久町福谷 前泊海岸
・邑久町虫明 扇海岸

▽集合場所 現地（いずれかの海岸）集合

※ごみ袋・軍手は市で用意します。

■問い合わせ先
建設課
☎0869・22・2649